

○豊後大野市お試し滞在施設要綱

平成27年10月6日

告示第200号

改正 平成29年6月14日告示第136号

改正 令和元年7月25日告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住促進を図るため、移住希望者が一定期間本市で生活し、移住に向けての準備や移住体験ができるお試し滞在施設の設置、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 本市以外に居住する者で本市への移住を希望するもののうち、本市移住担当窓口を通じて移住しようとする者（ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者を除く。）をいう。
- (2) お試し滞在施設 移住希望者が一時的に滞在できる施設として市が設置したものをいう。

(お試し滞在施設)

第3条 お試し滞在施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	構造・規模
お試し滞在施設 (朝地町綿田の家)	豊後大野市朝地町綿田596番 地	木造2階建て (1階部分(95.86m <sup>2</sup> )に限る)
お試し滞在施設 (緒方町大化の家)	豊後大野市緒方町大化2393番 地1	木造平屋建て

(利用期間)

第4条 施設の利用期間は、利用単位を1日とし、利用開始日から起算して連続する10日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による利用期間内において施設を利用しない日があっても連続して利用したもののみならず。

(利用申請)

第5条 施設を利用しようとする移住希望者は、あらかじめ施設の利用について本市移住

担当窓口に予約した後、豊後大野市お試し滞在施設利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用承認）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊後大野市お試し滞在施設利用承認書（様式第2号）を申請者に交付するとともに、当該者と別に定める様式により施設の一時使用目的による建物賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）を締結するものとする。

（賃貸料等）

第7条 施設の賃貸料は、1日当たり1,000円（電気、水道、ガス及びケーブルテレビ（インターネットを含む。）の利用に係る料金相当額を含む。）とする。

2 施設に備付けの家具、電化製品等は、貸与するものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 市と賃貸借契約を締結した者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条の趣旨に沿って施設を利用すること。
- (2) 留守や就寝時には必ず施錠するなど施設を善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、施設内の附属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 施設及び施設周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- (6) その他施設の利用に関し市長が必要と認めること。

（禁止行為）

第9条 利用者は、施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長の承諾を得ずに施設の改修を行うこと。
- (2) 施設の全部又は一部を第三者に転貸すること。
- (3) その他施設の利用にふさわしくない行為

（賃貸借契約の解除）

第10条 市長は、利用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しないとき又は前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、賃貸借契約を解除することができる。

（損害賠償）

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設及び施設内の附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（免責）

第12条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内又は施設周辺で発生した事故については、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、施設の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年6月14日告示第136号）

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月25日告示第48号）

この告示は、令和元年8月1日から施行する。